

明治学院大学サイクリングクラブ

細則

第一章 総則

- 一、本細則は、本会規約を補うものとして定める。
- 一、本会則は、執行部の任期中を有効期限とする。

第二章 組織

- 一、執行部はお互いに連絡をとり、その職務を行う。
- 一、旅行部門において、今年も東日本学生サイクリング連盟明治学院大学理事、同副理事はおかない。
- 一、執行部は春季定例総会において一般会計予算を提出し、全会員で審議を行う。
- 一、秋季定例総会において、全会員で会計監査を行う。
- 一、副将がやむを得ず議長の職務を遂行できない場合は、執行部がこれを代行する。

第三章 会活動

- 一、会員は自己の所属する部門及び両部門共通の行事活動に参加する。又、自己の所属する部門に支障をきたさない場合において、他部門の行事活動に参加することを奨励する。
- 一、会員は、自己の所属する部門から他部門へ移籍する事ができるが、移籍は一度のみとする。
- 一、旅行部門と競技部門の共通行事は以下である。
白金祭打ち上げコンパ（十一月上旬）、納会合宿（十二月下旬）、

後期打ち上げコンパ（二月上旬） 追い出しコンパ（三月下旬）、顔見せコンパ、新歓コンパ（四月上旬）
初めラン（四月下旬）、新歓合宿（五月中旬）、強化合宿（六月下旬）、
前期打ち上げコンパ（七月下旬）、秋ラン（十月中旬）
活動日（水・土）

一、旅行部門における合宿は次のものとする。

納会合宿、春合宿、新歓合宿、強化合宿、プレキャンプ、夏合宿

一、競技部門における合宿は次のものとする。

納会合宿、新歓合宿、強化合宿、夏合宿、春合宿

一、行事、活動については出席を原則とする。各行事及び活動に遅刻する場合は分かり次第本人が直接その旨を執行部に連絡しなければならない。旅行部門の合宿は旅行部門主務に、公式コンパは渉内に、競技関係は競技部門主務に、普段の活動など、それ以外については主将に連絡するものとする。

一、会員が本会所有物を借用する場合、備品の許可を得なくてはならない。尚、備品の破損・紛失には、状況に応じて執行部が判断し対応する。

一、執行部は各合宿の記録を管理し、次期の会活動の発展に役立てる。

一、旅行部門は、昨年に引き続き今期も東日本学生サイクリング連盟（ESCA）には加盟しない。

一、競技部門は、今年も日本学生自転車競技連盟には加盟しない。

第四章

会計

一、会員は入会金二〇〇〇円、会費として一ヶ月あたり五〇〇円を納めなければならない。

第五章

保険

一、会員は、スポーツ安全保険及び三井住友海上の自転車総合保険に加入することを義務付ける。

〔第五十二代執行部〕